

登録速報（適用拡大）

農薬名：オリゼメート粒剤20

登録番号：第16018号

適用拡大登録日：2017年4月26日

適用拡大登録内容

農薬登録申請書第7項中に次の事項を追加し、【変更後】のとおりとする。

- ・使用時期「移植時」、使用方法「側条施用」を追加する。

【変更後】

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	プロパザルを含む農薬の総使用回数
稲	いもち病	1kg/10a	は種時	1回	は種同時施薬機を用いて土中施用する。	2回以内 (移植時までの処理は1回以内)
			移植時		側条施用	
			収穫14日前まで	2回以内	空中散布	
					無人飛行機による散布	
		散布				

※当該変更に伴い、農薬登録申請書第8項について【変更後】のとおりとする。

- ・（2）として以下を追加し、現行の（2）以降を繰り下げる。

（2）移植時に使用する場合は、次の注意を守ること。

- ① 専用の移植同時施薬機を用い、側条施用すること。
- ② 移植後は湛水状態（湛水深3～5cm）を保ち、稲苗が活着するまで田面が露出しないよう水管理に注意すること。
- ③ 移植後、低温が続き、苗の活着遅延が予想される場合には使用をさけること。

別紙

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) は種時に使用する場合は、直播栽培に使用し、専用のは種同時施薬機を用いること。
- (2) 移植時に使用する場合は、次の注意を守ること。
 - ① 専用の移植同時施薬機を用い、側条施用すること。
 - ② 移植後は湛水状態（湛水深3～5cm）を保ち、稲苗が活着するまで田面が露出しないよう水管理に注意すること。
 - ③ 移植後、低温が続き、苗の活着遅延が予想される場合には使用をさけること。
- (3) 空中散布及び無人ヘリコプターによる散布に使用する場合は、次の注意を守ること。
 - ① 散布は散布機種種の散布基準に従って実施すること。
 - ② 無人ヘリコプターによる散布に当っては散布機種種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 無人ヘリコプターによる散布に当っては事前に薬剤の物理性に合わせて散布装置のメタリング開度を調整すること。
 - ④ 本剤は湛水状態（湛水深3～5cm）でまきむらのないよう均一に散布し、散布後少なくとも4～5日間はそのまま湛水状態を保ち、田面を露出させたり水を切らせたりしないように注意し、また散布後7日間落水、かけ流しはしないこと。
 - ⑤ 散布薬剤の飛散によって他の動植物等へ影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑥ 水源池、飲料水等に本剤が飛散、流入しないように十分注意すること。
 - ⑦ 散布終了後は次の項目を守ること。
 - a) 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - b) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
 - ⑧ 本剤は予防的に散布した場合に有効である。葉いもち防除の使用適期日は、初発の7～10日前であるので、発生予察情報に注意して時期を失しないように散布すること。穂いもち防除の使用適期は、出穂の3～4週間前である。
- (4) 本田が砂質土壌の水田や漏水田、未熟有機物多用田の場合は使用をさけること。
- (5) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。